

建物所有者・管理者、調査・検査員の皆様へ

# 令和7年7月1日から 定期報告制度の調査・検査方法が 見直されます

## ■相模原市における変更点

○常時閉鎖式防火扉について、今後は防火設備の検査項目とするとともに、検査の対象となる常時閉鎖式防火扉を「各階の主要な」※ものに限定し、報告周期は従前のおり1年とします。

ただし、報告周期が3年の特定建築物に設置された防火設備の点検対象が常時閉鎖式防火扉のみの場合に限り、報告周期を3年とします。

○特定建築物定期調査及び建築設備定期検査で重複していた調査項目については、建築設備等定期検査で実施することとします。

※「①避難経路に設けられたもの」、「②吹抜きに面して設けられたもの」、「③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの」、その他安全上必要なものを対象

## 常時閉鎖式防火扉



## ■お問合せ

相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 建築審査課 防災・監察班

電話 042-769-8254

メール ke-shinsa@city.sagamihara.kanagawa.jp

## ■定期報告書提出先

(一財)神奈川県建築安全協会 建築事業部 建築課

電話 045-212-4511

# 【国土交通省「定期報告告示の見直しについて」の一部抜粋】

## 建築設備定期検査

### ○現行制度

- 特定建築物定期調査では、各階の主要な「換気設備」、「排煙設備」、「可動式防煙壁」、「非常用の照明装置」について、作動するかを確認。
- 建築設備等定期検査では、「換気設備」、「排煙設備」、「可動式防煙壁」、「非常用の照明装置」について、単なる作動の状況の確認にとどまらず、詳細な検査を実施。

特定建築物定期調査	建築設備等定期検査
設置	
作動 (作動するかどうか)	作動 (基準値に合っているか)
物品の放置	

### ○改正案

- 「換気設備」、「排煙設備」、「可動式防煙壁」、「非常用の照明装置」の作動の状況の確認は、建築設備等定期検査でまとめて実施。
- 「換気設備」、「非常用の照明装置」の物品の放置の状況の確認は、建築設備等定期検査で実施。

※建築設備の検査対象を指定していない特定行政庁に対しては、積極的に指定することを促す。

特定建築物定期調査	建築設備等定期検査
設置	
作動 (作動するかどうか)	作動
物品の放置	物品の放置

## 防火設備定期検査

### ○現行制度

- 特定建築物定期調査では、各階の主要な「常時閉鎖式防火扉（常閉防火扉）」について、運動エネルギー等、作動するかを確認。
- 防火設備定期検査では、「随時閉鎖式防火扉（随閉防火扉）」について、運動エネルギー等、作動の状況の確認にとどまらず、運動機構に関する詳細な検査を実施。

特定建築物定期調査 (常閉防火扉)	防火設備定期検査 (随閉防火扉)
設置	
運動エネルギー等	運動エネルギー等
劣化及び損傷	劣化及び損傷
作動	作動
	運動機構
物品の放置	物品の放置
固定の状況	

### ○改正案

- 「常閉防火扉」について、運動エネルギー等、本体と枠の劣化及び損傷の状況、作動の状況、物品の放置の状況、固定の状況の確認は、防火設備定期検査で実施。

常閉防火扉は、従前どおりの周期（概ね1年～3年に1回）とする

- 平成28年国土交通省告示第240号（以下「H28告示第240号」という。）を改正し、常閉防火扉を防火設備定期検査の対象に追加。

検査対象を各階の主要な常閉防火扉に限定する

特定建築物定期調査 (常閉防火扉)	防火設備定期検査	
	(常閉防火扉)	(随閉防火扉)
設置		
運動エネルギー等	運動エネルギー等	運動エネルギー等
劣化及び損傷	劣化及び損傷	劣化及び損傷
作動	作動	作動
		運動機構
物品の放置	物品の放置	物品の放置
固定の状況	固定の状況	